

### 【施策目標3】

## 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

### 1 自立や社会参加につながる育み



#### 現状と課題

- 発達の遅れに対する早期発見・早期支援は重要であり、本市では、乳幼児に対する健康診査や先天性代謝異常等の検査、保育所巡回相談などにより早期発見に努めるとともに、児童福祉センターによる相談、検査、診察で発達支援が必要と判断される場合には、児童発達支援センター等での発達支援につなげています。
- 児童福祉センターでは、言葉の遅れ等を心配する保護者からの相談が増加しており、第二児童福祉センターを設置し、発達検査体制の整備を行ったところです。
- 児童発達支援（療育）を必要とする子どもが増加してきており、支援を行う事業者の拡大を図るとともに、職員の確保や資質向上に努めるなど、受入体制の拡充を図ることが必要です。
- 保育所・幼稚園等については、障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境の整備を図るため、これまでから障害のある子どもの特性に応じた専門的な対応を行ってきました。しかし、児童発達支援センター等に通えない障害のある子どもや、自閉症等発達障害が疑われる子どもへのさらなる支援が求められています。このため、障害のある子どもへの指導経験や専門性を有する職員の巡回相談や研修会等の機会の拡大が必要です。
- 自閉症等発達障害に関する知識の普及に伴って、これまで障害があると思われていなかった方の相談・支援のニーズが急速に増えてきています。そのため、保育所・幼稚園等や学校の職員も適切な支援が行えるよう必要な技術を習得するなど、支援の担い手を育成していく必要があります。
- 「障害者生活状況調査」では、障害のある子どもの「休暇や放課後の過ごし方」について、移動支援（ガイドヘルプサービス）等の福祉サービスを利用している方も多くなっていますが、「自宅でテレビなどを見て過ごす」の比率が高く、休暇や放課後等における支援の必要性がうかがえます。学童保育所や児童館では、居場所づくりや健全育成の観点から障害のある子どもの受け入れを行っていますが、小学校5・6年生や中学生については、利用できる施策が限られており、就労している保護者等は、子どもたちが放課後も安心して過ごすことのできる放課後対策の推進を求めています。
- 就学前、就学後、学校卒業後など、年代別の生活状況（ライフステージ）が変われば、当該障害のある子どもを支援する機関も変わっていくこととなりますが、前任と後任の関係機関が連携して一貫した支援を行う仕組みづくりが求められます。

## 施策の方向性

### (1) 発達の遅れに対する早期発見・早期支援と関係機関の連携

発達の遅れを早期発見し、適切な発達支援へとつないでいけるよう、保健センターや児童福祉センターでの取組を推進するとともに、児童発達支援センター等をはじめ関係機関との連携を強化していきます。

#### <具体的な取組>

- 乳幼児健診及び保健師による支援等が必要な家庭への訪問支援の実施
- 子どもの発達や子育てに不安や悩みを感じる保護者及びその子どもを対象にしたグループワークの実施
- 障害のある子どもの教育に係る早期からの相談と支援の実施【充実】
- 発達障害者支援連携協議会における関係団体・機関との連携の推進

### (2) 児童発達支援の提供体制の充実【重点取組】

児童発達支援を必要とする子どもが増加しており、身近なところで児童発達支援が利用できるよう提供体制を充実していきます。

#### <具体的な取組>

- 児童発達支援を実施する事業所等の設置促進に向けた事業者への働きかけ
- 児童発達支援を実施する事業所等の開設に必要な経費への支援【充実】
- 児童発達支援を実施する事業所等が安定的に運営できる報酬水準の確保に向けた国への要望
- 児童発達支援センターにおける地域支援の提供体制の確保【新規】

### (3) 専門相談体制の充実と身近な相談先の確保【重点取組】

児童福祉センター、教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）や総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」など専門相談機関の相談体制等の充実を図るとともに、悩みを抱えた保護者が身近なところで相談できる場を確保していきます。

#### <具体的な取組>

- 児童福祉センター・第二児童福祉センターにおける専門相談の充実
- いじめに関する電話相談や、教育相談総合センターにおける教育相談（カウンセリング）など教育相談機能の充実
- 総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」における相談機能の充実【充実】
- 障害児相談支援事業所の設置と児童福祉センターとの連携のあり方の検討【新規】

#### (4) 保育所・幼稚園等の受入体制の整備

障害のある子どもが、集団生活の中で社会への適応能力を身につけることは大切であり、保育所・幼稚園等が受け入れることができる体制の整備を図るとともに、就学に向けた早期からの教育相談の取組など、関係機関との連携を図ります。

---

##### <具体的な取組>

---

- 保育所における障害のある子どもの保育の推進〔充実〕
  - 幼稚園における障害のある子どもの教育の推進〔充実〕
  - 保育所・幼稚園における就学に向けた早期からの教育相談の実施
- 

#### (5) 地域等における支援の担い手の育成

発達障害のある子どもが、保育所・幼稚園等や学校においても社会への適応力を身につけることができるよう支援するとともに、保育所・幼稚園等や学校の職員などに支援技術研修を実施し、地域における支援の担い手を育成します。

---

##### <具体的な取組>

---

- 学校教員や施設職員などを対象にした発達障害のある子どもへの支援技術研修の実施
- 

#### (6) 放課後・長期休業中の支援の実施【重点取組】

障害のある子どもが放課後や長期休業中も安心・安全に過ごせる環境が求められており、居場所づくりや健全育成、さらに保護者の就労支援の観点から、支援が必要な子どもを対象とする谷間のない放課後対策を推進します。

---

##### <具体的な取組>

---

- 学童保育所や児童館における障害のある子どもの長期休業中も含めた利用促進
  - 全小学校区で実施している「放課後まなび教室」における障害のある子どもの利用推進
  - 放課後等デイサービスを実施する事業所の設置促進に向けた事業者への働きかけ
  - 放課後等デイサービスを実施する事業所の開設に必要な経費への支援〔充実〕
  - 普通学級、育成学級や総合支援学校の障害のある子どもを対象とした放課後等における居場所づくり
  - 障害のある子どもの通学支援の実施〔新規〕
-

## (7) 教育と福祉の連携体制づくり【重点取組】

障害のある子どもが就学するに際し、通所している保育園・幼稚園や障害児通所支援事業所等と学校が相互に連絡調整を行い、支援の一貫性を確保していきます。また、総合支援学校を卒業するに際し、障害福祉サービス事業所等への通所を希望する者が円滑にサービスを利用できるよう、学校と相談支援事業所等の関係機関による連携体制づくりを検討していきます。

---

### <具体的な取組>

---

- 児童発達支援センター等と保育所・幼稚園との連携体制づくり〔新規〕
  - 放課後等デイサービスを実施する事業所と学校との連携体制づくり〔新規〕
  - 総合支援学校と相談支援事業所等関係機関との連携体制づくり〔新規〕
  - 保育所等が有する障害のある子どもに必要な配慮・支援の情報を小学校へつなぐ「就学支援シート」の作成・活用〔充実〕
- 

## (8) ライフステージに対応する一貫した支援体制の検討【重点取組】

就学前、就学後、学校卒業後など、ライフステージに応じて支援機関が変わっていくこととなりますが、障害特性やそれまでの支援内容等を後任の支援機関が引き継いでいくなど、ライフステージが変わっても一貫した支援が行える仕組みや情報の共有化を検討していきます。

---

### <具体的な取組>

---

- ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者への一貫した支援の実施
  - 学齢期から成人になるまでのライフステージに応じて一貫した支援が行える仕組みや情報の共有化の検討〔新規〕
-

## 2 一人一人のニーズに応じた教育の推進



### 現状と課題

- 「障害者生活状況調査」では、地域の学校（普通学級，育成学級）での就学の比率が高くなっています。地域の学校で学びたいという保護者の要望に応え，平成9年度以降，対象が一人であっても，必要な小学校・中学校にはすべて育成学級を設置してきた成果と考えられます。

また，総合支援学校においても，国の法改正の理念を先取りし，平成16年度から，障害種別を超えた総合制・地域制に再編し，一人一人のニーズに応じた，地域と共に歩む教育が推進されています。
- 国において，障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶというインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）構築の理念に基づき，すべての子どもに最も適した指導を提供できる，多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が検討されています。中央教育審議会の意見等に基づく国の動向を踏まえながら，特別支援教育のあり方について，引き続き検討する必要があります。
- 総合支援学校の子どもの障害の重度化・重複化・多様化，普通学級に在籍する発達障害等の支援の必要な子どもへの教育的対応が求められています。

### 施策の方向性

#### （1）インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援体制の構築

障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき，子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行うとともに，医療・福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みの構築や，「就学支援シート」の活用等による就学期における情報の共有化，重層的な支援に努めます。

#### ＜具体的な取組＞

- 小学校における保育所等が作成した「就学支援シート」の活用による子どもへの指導・支援の充実〔充実〕
- インクルーシブ教育の理念のもと，子どもや保護者の願いと教育的ニーズを踏まえたきめ細かい就学相談の実施や支援体制の構築
- 障害のある子どもと障害のない子どもが同じ地域や同じクラスの仲間として理解しあえるような交流・共同学習の推進

## (2) 一人一人のニーズに応じた教育の実施

一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行うために、総合支援学校や育成学級、通級指導教室等をはじめとする多様な学びの場において、「個別の指導計画」や「個別の包括支援プラン」等を策定し、学校卒業後まで一貫して、適切な教育を推進します。

---

### <具体的な取組>

---

- 総合支援学校における「個別の包括支援プラン」を活用した指導の推進
  - 小中学校等における「個別の指導計画」に基づく指導の推進
  - 普通学級で発達障害のある子どもなどの学習活動を補助する「総合育成支援員」の配置
  - 普通学級に在籍する支援が必要な子どもへのきめ細やかな指導や支援  
〔充実〕
  - 教職員の指導力・専門性の向上に向けた研修等の実施
  - 総合支援学校、育成学級等の多様な学びの環境の整備充実〔充実〕
-

## 【施策目標4】

# 生きがいをもって働くことができる社会づくり

## 1 就労支援の推進



### 現状と課題

- 「障害者生活状況調査」の結果では、就労（一般就労、福祉的就労など）している人は、身体障害のある人で 20.7%（60歳未満では 52.9%）、知的障害のある人で 46.8%、精神障害のある人で 23.4%となっています。
- 就労は、社会参加の重要な要素であるとともに、社会的に自立し、生きがいを持つという意義があります。意欲と能力と適性、またライフステージに応じ、関係機関が連携して障害のある人の就労を支援していく必要があります。
- 障害のある人の一般企業等への就労（一般就労）を促進していくためには、労働行政機関や企業は障害のある人の障害特性や実情を、また福祉行政機関や障害福祉サービス事業所等は企業のニーズや実情を知る必要があります、相互の連携は欠かせません。また、心身の状況から一般就労が困難な人に対しては、障害福祉サービス事業所等での就労（福祉的就労）の場を適切に提供していく必要があります。
- 市立総合支援学校では、進路開拓を目指す学校・関係機関のネットワーク「巣立ちのネットワーク」や、職業学科における「デュアルシステム（学校での学習と企業での長期的な実習を組み合わせたしくみ）」等の取組を行い、生徒の就労に結びつけています。
- 本市では、京都労働局及び京都府をはじめ、企業、福祉、教育等各分野の関係機関・団体が参画する「京都市障害者就労支援推進会議」を設置し、オール京都体制で障害のある人の意欲と能力と適性を活かした働き方を支援しています。
- また、障害のある人の一般就労を促進していくためには、「障害のある人の働く力の向上」、「障害福祉サービス事業所の障害のある人を支える力の向上」、「企業等の雇用する力の向上」に総合的に取り組む必要があります。
- 一般就労が困難な人にとって福祉的就労は重要な「働く場」ですが、相対的に工賃はまだ低い状況にあります。障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと製品の品質の向上、生産力の向上、官民あげた発注の拡大などによる福祉的就労の底上げを図っていく必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 様々な関係機関等の連携による就労支援【重点取組】

京都市障害者就労支援推進会議を中心に、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等が連携して、障害のある人への就労支援を推進します。

#### <具体的な取組>

- 障害者就労支援推進会議の運営による関係機関のネットワークと相互協力体制の構築〔充実〕
- 障害者就労支援推進会議に設置する部会による就労支援に係る各種課題への対応策の検討〔充実〕

### (2) 障害のある人の働く力の向上【重点取組】

障害のある人が一般企業等で継続的に就労できる力を養えるよう、障害福祉サービス事業所の利用者を中心に、職業能力の開発や職場実習をはじめとする一般就労へのステップアップの機会の確保などに取り組んでいきます。

また、総合支援学校においても、関係機関と連携を図りながら、高等部職業学科を中心とした様々な取組を推進します。

#### <具体的な取組>

- 市役所職場での就労体験等一般就労へのステップアップ機会の提供
- 職場実習を受け入れる一般企業等の開拓
- 就労意欲のある障害のある人に対する職業能力向上研修の実施
- 障害福祉サービス事業所や総合支援学校等の関係機関が連携した職場定着支援と離職者への支援〔新規〕
- 発達障害者支援センターかがやきによる就労支援の推進〔充実〕
- 総合支援学校と企業の連携による「デュアルシステム」等の取組の推進
- 白河総合支援学校東山分校が中心となって取り組む、地域とともに進める新たなキャリア教育プログラムの構築〔新規〕

### (3) 障害福祉サービス事業所の障害のある人を支える力の向上

障害のある人の一般就労への移行を支援する障害福祉サービス事業所が、障害のある人の就労意欲と能力を高め、一般就労へと結びつけていけるよう、障害のある人を支える力の向上を図っていきます。

#### <具体的な取組>

- 障害福祉サービス事業所職員への就労支援技術向上研修の実施
- 就労成功事例の共有や合同職員研修の実施等就労移行支援事業所の連携体制づくり〔新規〕



#### (4) 福祉的就労の底上げ【重点取組】

障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと製品の品質の向上，生産力の向上，官民あげた発注の拡大などによる利用者の工賃向上に取り組むなど，福祉的就労の底上げを図っていきます。

---

##### <具体的な取組>

---

- 「京都ほっとはあとセンター」への支援とその活用による京都府下一円のほっとはあと事業の振興
  - 「はあと・フレンズ・プロジェクト」に基づく企業連携，施設連携，市民協働によるほっとはあと製品の開発・生産・販売の新しい事業モデルづくりの実施〔充実〕
  - 本市が使用する物品やサービスにおける障害福祉サービス事業所からの優先的調達促進〔充実〕
-

## 2 雇用を促進する環境づくり



### 現状と課題

- 「障害者生活状況調査」の結果では、障害のある人の雇用・就業に必要なことについては、「企業の障害者に対する理解」、「就職後も障害のある人が長く仕事を続けられるための支援」、「障害のある人のための作業場・施設の確保・支援」の比率が高くなっています。
- 障害のある人の法定雇用率について、平成25年4月から引き上げられるとともに、精神障害のある人の求職件数が増加していることを踏まえ、雇用義務の対象とする方向で検討されています。
- 雇用に関する相談は、各公共職業安定所、京都障害者職業相談室、京都障害者職業センター、京都障害者就業・生活支援センター等で行われていますが、引き続き障害のある人それぞれの意欲と能力と適性に応じた対応が必要です。また、就職後の職場定着を図るため、関係機関の連携による支援及び企業内での相談・援助体制の確立、離職した場合でも就労への再チャレンジが円滑に進むよう、関係機関が連携した支援が求められています。

### 施策の方向性

#### (1) 企業等における障害特性等に係る理解の促進

発達障害や高次脳機能障害などは、障害特性が十分に理解されていない状況があり、京都労働局や京都府などの関係機関と連携し、障害特性や職場における支援の方法などについて企業側の理解を促進します。

#### <具体的な取組>

- 京都労働局及び京都府等との連携による企業等への障害特性や職場における配慮などの広報・啓発と企業内ジョブコーチ配置の働きかけ
- 各種広報誌や企業向け人権啓発講座等を活用した企業等に対する障害者雇用の促進に関する啓発
- 離職者が円滑に再就職できる支援体制の検討〔新規〕

## (2) 企業等の雇用する力の向上

企業等における障害のある人の雇用状況等を踏まえながら、京都労働局や京都府などの関係機関と連携し、障害のある人の雇用促進や職場定着等が図られるよう、企業等への支援に取り組みます。また、本市における障害のある人の雇用や職場環境の整備についても、積極的に取り組みます。

---

### <具体的な取組>

---

- 京都労働局及び京都府が実施する企業等の雇用促進策への側面的支援
  - 企業等における障害者雇用拡大計画等の具体化への支援
  - 企業等の人事担当者に対する障害者雇用企業見学会の実施
  - 京都市役所における障害者雇用の促進〔充実〕
-

## 【施策目標5】

# 生活しやすい社会環境の整備

## 1 誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくり



### 現状と課題

- 本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」、「『歩くまち・京都』交通バリアフリー全体構想」などに基づき、市民、民間企業等の理解や協力を得ながら、公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を進めています。
- また、平成17年4月に「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を施行し、京都が有する多様かつ豊かな蓄積にユニバーサルデザインを採り入れ、年齢、性別、言語、習慣、心身の状態にかかわらず、すべての人にとってできる限り生活しやすい社会環境の整備に取り組んでいます。
- 「障害者生活状況調査」の結果では、外出の際の問題点として、「道路や駅に階段や段差が多い」、「道路に自転車などの障害物が多い」、「利用する建物の設備（トイレ・エレベーターなど）が不備」が高い比率を占めており、人にやさしいまちづくりをさらに進めていくことが求められています。
- 外出を困難にする要因は障害種別等によって様々であり、公共交通機関、道路、公園、建築物等を整備する際は、障害のある人が容易に外出できるよう、様々な立場にある人の意見を聴いて可能な限り反映する一方、整備した後は、点検・検証を行ってさらなる改善を加えながらユニバーサルデザインを進めていく必要があります。
- また、障害のある人が社会に参加しやすい環境を整えていくためには、ハード面からの環境改善に加え、例えば、まちなかで移動に困っている視覚障害のある人や肢体不自由の人に声を掛けて自発的にサポートするなどの「こころのバリアフリー」も進めていく必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 人にやさしいまちづくりの推進【重点取組】

障害のある人の社会参加を促進するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、さらに公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を進めていきます。

また、市民や事業者などによるひとにやさしいまちづくりにつながる自発的な取組を促進するため、啓発や必要な支援を行っていきます。

#### <具体的な取組>

- 市有建築物をはじめとする公共施設のバリアフリー化の推進【充実】
- ノンステップバスの導入や地下鉄烏丸線可動式ホーム柵の設置等駅舎を含む公共交通機関のバリアフリー化の推進【充実】
- 市民及び事業者等に対するユニバーサルデザインの広報・啓発
- 市民及び事業者等によるひとにやさしいまちづくりにつながる自発的な取組への支援
- 「京都おもいやり駐車場」の設置促進等京都府と連携したユニバーサルデザイン普及の促進

### (2) こころのバリアフリーの普及【重点取組】

障害のある人が社会で活動しやすい環境づくりに向け、障害者団体、事業者、各種業界団体等と協力して「こころのバリアフリー」を普及していきます。

#### <具体的な取組>

- 市民及び事業者等に対する障害のある人に必要な配慮の広報・啓発【充実】
- 障害者週間等での障害者団体等との協力による「こころのバリアフリー」につながる運動の実施【充実】

## 2 安心・安全な生活を送るための環境づくり



### 現状と課題

- 本市では、福祉避難所の事前指定及び運営体制の支援の推進等を図るとともに、平常時からの地域の自主的な取組を支援するため、情報提供の同意が得られた要援護者の名簿を関係団体に貸出しすることにより、地域における見守り活動等の充実を図り、災害時における要援護者の避難を支援することを目的とした取組を進めています。
- 「障害者生活状況調査」の結果では、「避難所における生活や支援」については、3障害ともに「障害のある人に対応した避難所の設置がない」の比率が高くなっています。その他、身体障害のある人では「エレベーターやトイレなど配慮のある設備がない」が、知的障害のある人では「他の利用者に迷惑をかけてしまう」が、また精神障害のある人では「避難所で投薬や治療を受けることが難しい」が高率となっています。障害に配慮のある設備面での充実に加え、周囲に気をつかわず安心して過ごせる避難所の設置や、避難所における医療的な支援の必要性が明らかになっています。
- 同じく「障害者生活状況調査」の結果では、「車などに危険を感じる」の比率が高くなっており、歩道上にある自転車の違法駐輪が車いすの人や視覚障害のある人の歩行を妨げている事例に遭遇することも多いことから、障害のある人が日常生活を送るうえでの安心・安全を確保する必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 地域福祉団体等の協力による見守り活動等の推進

地域の福祉団体等の協力を得て、平常時から障害のある人等に対する見守り活動を推進していくことを通じて、緊急時においても円滑に安否確認等が行えるように取組を進めていきます。

また、地域住民と協力して、大規模な災害発生時に障害のある人等が円滑に避難できる体制を構築していきます。

#### <具体的な取組>

- 見守り活動対象者名簿を活用した平常時からの地域における見守り活動の促進〔充実〕
- 大規模災害発生時に地域住民が障害のある人を円滑に避難誘導できる体制の構築
- 大規模災害発生時における初期消火や救出、応急手当などの知識の普及

## (2) 建築物の耐震化の推進【重点取組】

障害のある人の中には避難が困難な方も多く含まれており、安全な建物で暮らし、安心して活動できるよう、建築物の耐震化を推進します。

---

### <具体的な取組>

- 公設の障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所をはじめとする公共施設の耐震化の推進〔充実〕
  - 民設の障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所をはじめとする民間建築物の耐震化への支援〔充実〕
- 

## (3) コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達

災害時においては、特に視覚障害や聴覚障害のある人に災害情報が伝わりにくい実態があり、確実に情報が伝達される仕組みを構築していきます。

---

### <具体的な取組>

- 聴覚・音声言語機能障害のある人のための災害送受信体制の充実
  - 避難所等へのコミュニケーション支援員（手話通訳者等）の派遣体制の構築〔新規〕
- 

## (4) 避難所生活への支援と福祉避難所の設置

障害のある人等が、災害時に避難した先でできる限り安心して生活が送れるよう避難所や福祉避難所の設置・運営に関する準備を進めていきます。

また、協力が得られた福祉施設を福祉避難所として事前指定していますが、指定箇所数の拡大や運営体制の支援の推進等により避難支援体制の充実を図っていきます。

---

### <具体的な取組>

- 避難所で生活する障害のある人に対する必要な配慮の市民への周知と支援内容の検討〔新規〕
  - 障害のある人をはじめ要配慮者の特性を踏まえた福祉避難所の指定と地域住民への周知〔充実〕
  - 福祉避難所の適切な運営に向けた支援
  - 災害発生後の被災者にこころのケアを実施する体制の検討〔新規〕
-

## (5) 障害のある人の安心・安全の確保【重点取組】

障害のある人が安心かつ安全に日常生活を送ることができるよう、自転車や自動車等を利用する際の交通安全対策や防犯・防災のネットワークづくり、火災や救急など緊急時の通報体制の充実などに取り組むとともに、消費者被害を防止するための悪質商法等に関する情報の提供に努めます。

---

### <具体的な取組>

---

- 緊急通報システムなどによる緊急時の通報手段の確保
  - 障害のある人の交通安全対策の推進
  - 地域住民による身近な安心・安全の確保に向けたネットワークの構築・活性化
  - 悪質商法や商品等に起因する消費者被害等に関する情報の提供
-